

第4章 基本目標と目指す取り組み

基本目標 I

支え合いにより安心して暮らせるまち

基本方針 I-1

住民同士や住民と施設の交流を促進します

【現状と課題】

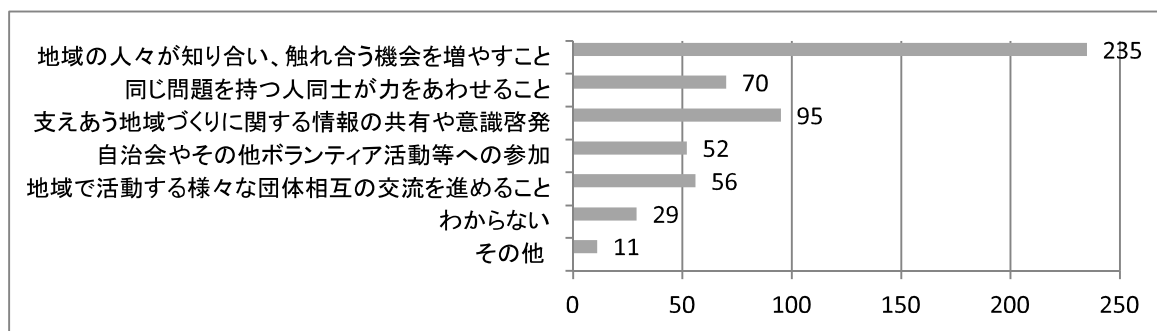
地域により差はありますが、昔に比べ隣人関係が希薄になっている地域が多くなっています。子どもたちから家庭へ、家庭から隣近所へと支え合いの基本である「あいさつ」の運動を広げ、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等への声かけを行うことで、地域の連帯感を高めることが求められています。ひとりで悩んでいる人も、コミュニティの行事や地域活動等を通じて、隣近所と助け合いにより解決することが地域社会の理想だといえます。

また、市内全域を対象とした交流の場を行政や社会福祉協議会、福祉事業者が提供することで、町村合併による地域間での違いをのり越え、お互いの理解を深めていくことが求められます。

【市民や事業者の声】

- ・ 毎日集まれる憩いの場所があるとよい。
- ・ 子どもとのふれあいで、高齢者が元気になれば良いし、子どもたちは年配者から教わることが多い。昔ながらの遊びや唄等、人との関わり、敬う気持ちをふれ合う中から学んでほしい。

●住民同士が支えあう地域づくりを進めるために、どのようなことを行う必要があると思いますか。



＜基本施策＞

- (1) あいさつ・声かけ運動の推進
- (2) コミュニティ組織等の活動支援
- (3) 交流の場の創設促進

＜具体的な取り組み＞

◆市民、地域の取り組み

- ・あいさつ、声かけを家庭から地域へ広げよう。
- ・困りごとは、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員にも聞いてみよう。
- ・地域行事・活動に参加しよう。

◆行政の取り組み

- ・家庭、地域、学校が連携した「あいさつ運動」を実施します。
- ・コミュニティ組織への除排雪、備品購入等の一部助成を継続し、コミュニティ協議会設立に向けた支援を行います。
- ・高齢者や障がい者等の交流の場を増やし、社会的な孤立感解消に努めます。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・高齢者や子どもの交流が図れる場を地域の中に増やします。
【ふれあい・いきいきサロン】
- ・親子が楽しんで参加できる季節行事を行います。 【子ども豆まき大会】
- ・児童公園に設置する遊具の整備を支援します。
【児童遊園地等整備費助成事業】
- ・施設利用者と地域住民をつなぐ事業を行います。 【福祉施設交流事業】

基本方針 I-2

高齢者や障がい者の社会参加を促進します

【現状と課題】

各種虐待防止法*など、人権に関する法整備が進んだことから、今後は、市民の一人ひとりの権利を重んじ、お互いが理解し合い、支え合う社会を目指す必要があります。

障害福祉施策では、平成18年10月に障害者自立支援法が施行され、施設や病院中心から地域生活中心への施策が推し進められていますが、なかなか市民全体への理解が進まないのが現状です。

魚沼市の「第3期障害者福祉計画」でも、今後、グループホームや就労支援事業所の新設が数値目標として計画されていますが、こうした活動を理解し、地域ぐるみで協力することが求められています。

*児童虐待防止法「児童虐待の防止等に関する法律」

*高齢者虐待防止法「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

*障害者虐待防止法「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

*DV（ドメスティックバイオレンス）防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

【市民や事業者の声】

- ・障がい者が、地域で暮らせるためには、グループホーム等、使える資源の更なる整備が必要であるが、地域住民の理解を得ることが難しい現状もある。
- ・高齢化率が高く老々介護や独居、介護力のない世帯が非常に多い。少しの見守りや援助があれば、住み慣れた地域で住み続けられる人もいる。みんなが安心して住めるようになれば良い。



障がい者交流事業

《基本施策》

- (1) 高齢者の社会参加促進
- (2) 障がい者の社会参加促進
- (3) 高齢者、障がい者にやさしい生活環境の整備

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・ 高齢者、障がい者の社会参加を理解し、お互いに支え合う社会をつくろう。

◆行政の取り組み

- ・ 高齢者、障がい者、児童虐待防止法等の啓発活動を推進します。
- ・ 社会福祉法人やNPO等を中心としたグループホームの設立等、高齢者や障がい者の社会参加を応援します。
- ・ 障がい者の個々の障がいに応じたサービス等利用計画及び継続的なモニタリングの策定を進めます。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代にやさしい、「新潟県福祉のまちづくり条例」に沿ったバリアフリー化等を推進します。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ 在宅高齢者を対象に、仲間づくりの集いの場を開催し、外出の機会と地域とのふれあいを提供します。 **【生きがい活動支援通所事業】**
- ・ 障がい者が一堂に会した行事を開催し、外出の機会と社会参加の促進、交流、仲間づくりを進めます。 **【障がい者交流事業】**
- ・ 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がいについての理解を深める活動を促進します。 **【障がい者の理解促進活動事業】**

基本方針 I-3

支え合いの仕組みを構築します

【現状と課題】

年々増加する高齢単身者、高齢夫婦及びひとり親世帯の見守り活動や支援サービスについては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員の方々を中心に、地域の自治会でも取り組んでいるところです。特に行政では、高齢者の安否確認の観点から、急病や災害などの緊急時に迅速な対応をするため、緊急通報装置の設置を進めています。

また、介護・障害福祉サービスについては、公的扶助をはじめ、配食サービス、生活支援、金銭管理などの権利擁護についても推進しています。

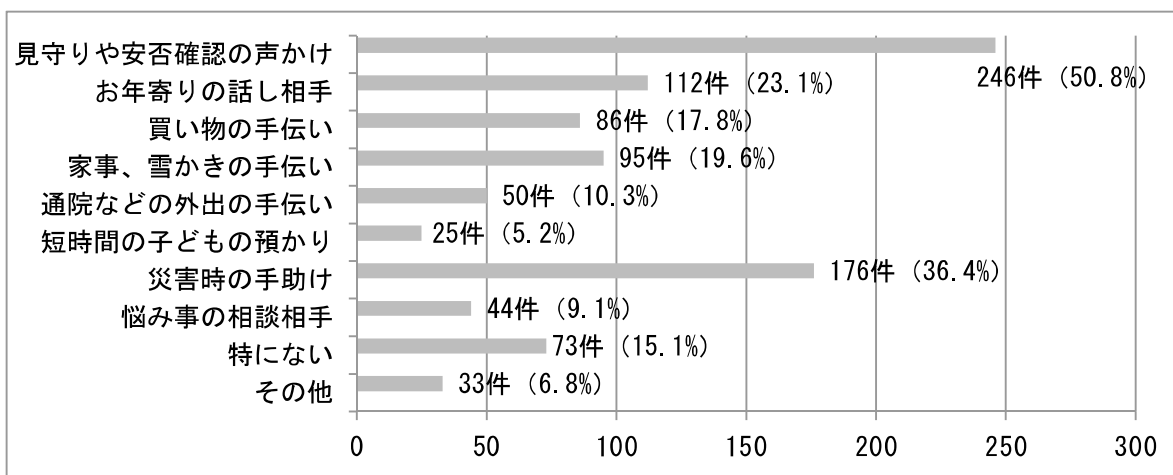
災害時の要援護者にかかる名簿作成から、民生委員・児童委員の個別訪問による個別票作成までは実施されているものの、自主防災組織（自治会）における個別支援計画の策定までには至っていないのが現状です。

今後は、危機管理部局を中心に意識啓発を図りつつ、各自主防災組織による個別支援計画策定が急務となっています。

【市民や事業者の声】

- ・一人暮らしや老夫婦での住まい、頻繁に見守り活動や買い物の手助けの活動をもっと充実させてほしい。

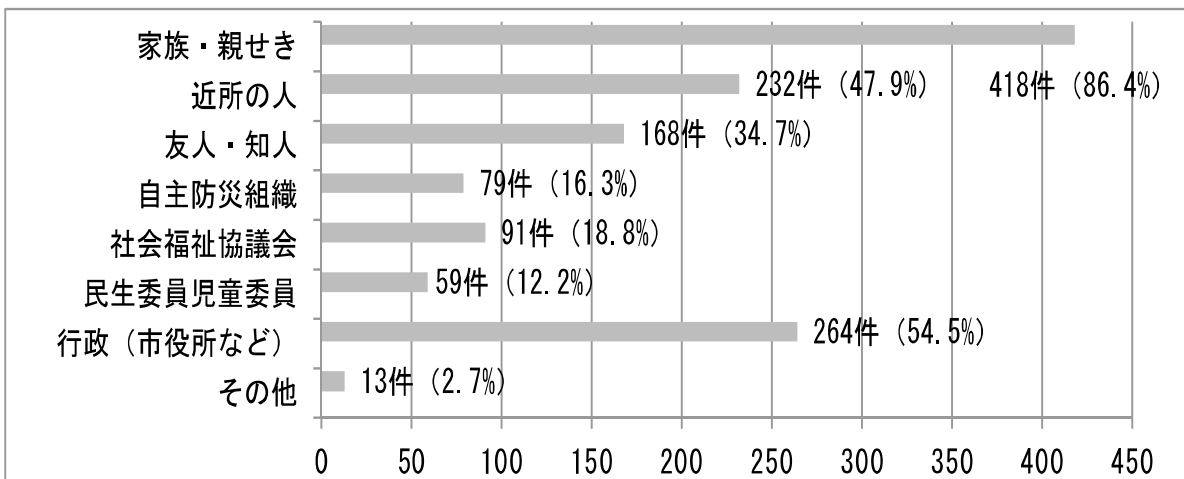
●近所に困っている家庭がある場合、あなたはどのような手助けができますか。



上記グラフによると、見守りや安否確認、声かけでの手助けの意思は高いようです。

●自然災害等により被災した場合、被災後の生活において誰をたよりにしますか。

回答は、家族や親せき、行政、近所の人、友人知人の順になっており、まだ一般には認知度が低い自主防災組織との回答は少なくなっています。



魚沼市防災訓練



災害ボランティアセンター（雪害）

《基本施策》

- (1) 見守り事業の推進
- (2) 要援護者支援サービスの充実
- (3) 災害時要援護者対策の充実
- (4) 災害時の関係機関・団体等との連携

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭の方々をやさしく見守ろう。
- ・災害時の個別支援計画を策定し、災害に備えよう。

◆行政の取り組み

- ・危機管理部局を中心として、災害・防災ネットワークを構築していきます。
- ・地域防災組織の個別支援計画策定に必要な、要援護者名簿を作成し、情報提供します。
- ・平時から支援団体や関係者とプライバシーに配慮しながら、個人情報の共有を図り、いざという時に備えます。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・一人暮らし高齢者等の地域見守り活動を推進します。

【ふれあい配食サービス事業】

- ・判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方を対象に、福祉サービスの利用手続き等の支援を行います。

【日常生活自立支援事業】

- ・判断能力が低下したことで、日常生活に支障をきたすことのないよう、支援していくための基盤づくりを進めていきます。

【成年後見・権利擁護センターの設置検討】

- ・災害ボランティアの活動を支援します。

【災害ボランティアセンターの設置・運営】

基本目標Ⅱ

様々な福祉サービスが利用しやすいまち

基本方針Ⅱ-1

サービスの情報をわかりやすく発信します

【現状と課題】

情報の発信については、広報やホームページを主体に多くは文字情報で発信していますが、情報量が多く、全市民が、個別の情報を理解するのは困難な状況です。

やはり個別のサービス等については、市民相談センター、地域包括支援センター、うおぬま相談支援センター（障害福祉サービス等）や社会福祉協議会の相談窓口を通じた情報収集が最も理解しやすいものかもしれません。

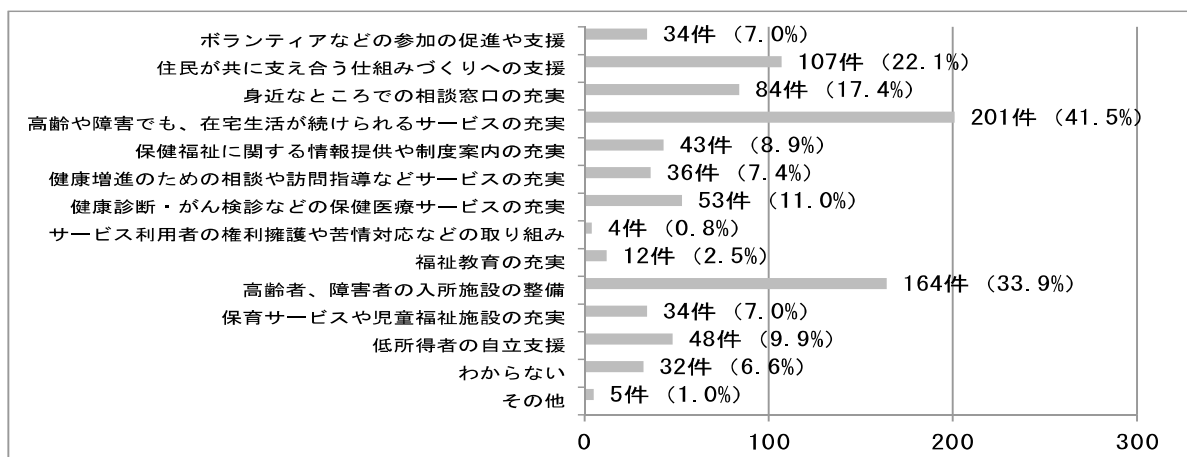
また、現状では、一部（市報）に視覚障がい者向けに音声訳で情報提供サービスを行っていますが、一般的には紙媒体による文字情報が主体となっていることから、今後は、高齢化にも対応した多様な媒体による情報発信が求められるところです。

このための方法として、携帯電話等へのメール配信サービスや、今後の運営が議論されているコミュニティFMラジオ放送などによる情報発信についても、導入に向けて積極的に検討する必要があります。

【市民や事業者の声】

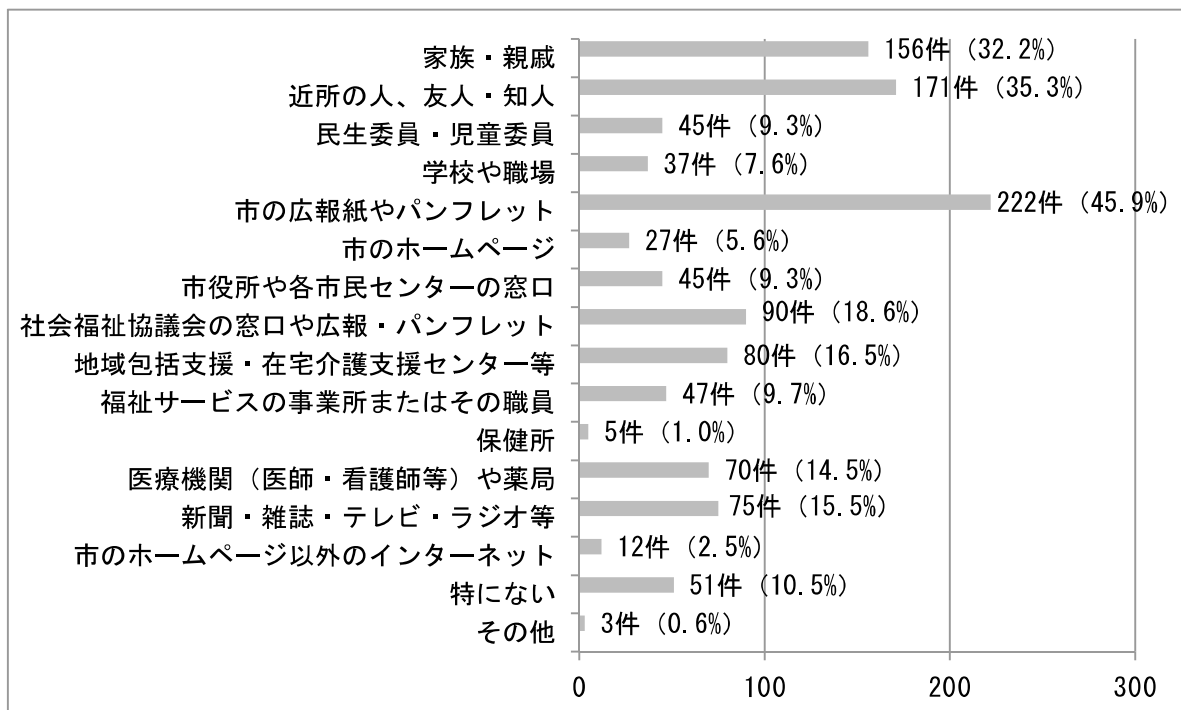
・情報は、たくさんの人に見聞きしてもらえるように工夫して欲しい。

● 今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。



高齢者でも障がい者でも、在宅で生活が続けられるようなサービスの提供が必要との意見が多くを占め、次いで入所施設の整備との意見が多くなっています。

● サービス等の情報は、主にどこから入手していますか？



回答では、市報と答えた方が、圧倒的に多いものの、社会福祉協議会の窓口や地域包括支援センター等との回答も多くありました。



障がい者に配慮した情報提供（音声記）

《基本施策》

- (1) わかりやすい情報の発信
- (2) 福祉サービスの周知

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・わからないこと、困りごとは、「市民相談センター」へ相談しよう。
- ・障害福祉の相談は「うおぬま相談支援センター」へ相談しよう。
- ・高齢者の介護等の相談は「地域包括支援センターや在宅介護支援センター」へ相談しよう。
- ・子育ての相談は「子育て支援センター」に相談しよう。
- ・市報や社協だよりを読もう。
- ・可能な方は、市や社会福祉協議会のホームページを閲覧しよう。
- ・市の災害・防災情報メール配信サービスへ登録しよう。

◆行政の取り組み

- ・市報については、編集等の見直しを行い、よりわかりやすい形を追及します。
- ・市民相談センターと福祉相談窓口のネットワーク強化を図ります。
- ・高度、専門的な相談窓口の紹介と各種情報提供の充実を図ります。
- ・コミュニティFM緊急告知ラジオの全戸配布を検討します。
- ・災害や防災情報の携帯電話メール配信サービスへの登録支援を進めます。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・市民が知りたい福祉情報を的確にとらえ、福祉サービスや活動内容を紹介・周知します。
【社協だよりの発行】
- ・各種関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。

【ふれあい福祉総合相談事業】

基本方針Ⅱ-2

ニーズに対応した利用しやすいサービスを提供します

【現状と課題】

市民への各種アンケートは、各部署で実施されていますが、わずらわしいと感じている方が多くいる一方で、建設的な意見も寄せられています。

こうしたニーズを的確に把握して、市の施策や社会福祉協議会の活動に反映させることが必要なことは言うまでもありません。

今後は、ニーズにもよりますが、地域による集会施設等を利用した子育て環境の改善など、新たな取り組みや、放課後児童クラブが、主に利用している児童館等の利活用も検討していく必要があります。（次世代育成支援行動計画に掲載）

また、交通弱者の方々が必要とする基幹病院への往来を可能とするための交通網整備、高齢者や障がい者世帯の冬場の門払い（マンパワー不足）など、多くの課題があります。

【市民や事業者の声】

- ・ 冬場、土日に安心して利用できる子どもの遊び場がほしい。
- ・ 365日、3食、食事が提供出来るような配食サービスがあると良い。



子育て支援センター

9

《基本施策》

- (1) きめ細かなニーズの把握
- (2) ニーズに応える福祉サービスの提供
- (3) 子育て環境の整備
- (4) 関係機関・団体等との連携強化

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・ 隣近所と福祉について話し合いの場を作り、意見やアイデアを出し合おう。
- ・ 雨天、降雪期など集会施設等を子どもたちの遊び場として開放する取り組みを子ども会等で話し合おう。

◆行政の取り組み

- ・ 児童館等を有効利用できる仕組みを検討します。
- ・ 子育て支援センターの休日開放について検討します。
- ・ 基幹病院への往来に必要な、公共交通体系を検討します。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ 窓口意見箱を設置し、市民のニーズを把握するとともに、ニーズに応える取り組みを検討します。
- ・ 各地域で福祉座談会を開催し、福祉ニーズの把握に努めます。

基本方針Ⅱ-3

多様な福祉ニーズに対応できる体制を整備します

【現状と課題】

現在、障がい者の地域移行が進められる中、社会福祉法人や民間事業者が地域福祉にかかわる機会が増えています。

市民も事業者も、共に地域ぐるみで地域の福祉活動を担うことが求められます。

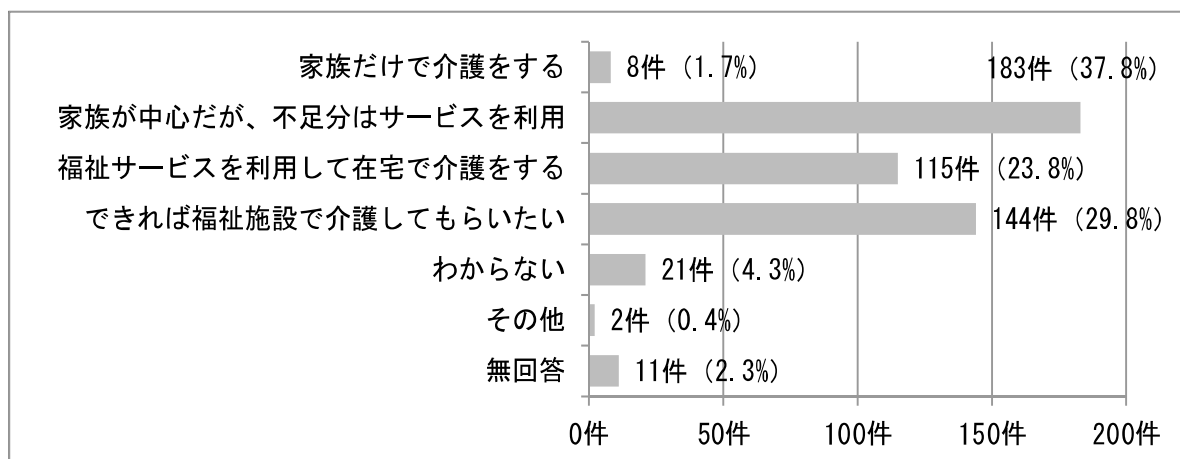
医療関係では、県立の小出病院が無くなることで、各種医療体制の統廃合と縮小が懸念されていますが、特に精神障がい者の一時預かり的な機能が失われることから、新設される基幹病院をはじめ、魚沼圏域内の医療法人や個人医院、社会福祉法人や福祉関係のNPO等が、互いに連携を深め、新病院を中心とした保健・医療・福祉ネットワークの構築が求められます。

また、新病院敷地内には、保健福祉のセンターを検討し、医療から検診や地域包括支援センター等の機能を集約させた保健・医療・福祉の連携体制の整備を進める必要があります。

【市民や事業者の声】

- ・まずは家庭で取り組み、できない場合は行政にお願いしたい。
- ・福祉についての課題は、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべき。

●あなたの家族のどなたかに介護が必要になった場合、あなたはどのようにしたいと考えていますか。



回答では、家庭中心又は福祉サービスを利用して在宅で、との回答が多く、行政には、足りないところの支援を望む意見が多くありました。

《基本施策》

- (1) 民間事業者や市民活動団体等の地域福祉への参加促進
- (2) 地域住民による新たなサービス活動への支援
- (3) 保健、医療、福祉の連携体制整備

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・ 隣近所での意思疎通を図るため、地域や班・組でのふれあい活動を行おう。

◆行政の取り組み

- ・ 新病院敷地内に市民が利用しやすい保健福祉のセンターを計画します。
- ・ 新病院内に病児、病後児保育を検討します。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ 民間事業者や市民活動団体と連携して地域福祉を推進します。
- ・ 有償での「地域住民助け合い活動」事業を検討します。



基本目標Ⅲ

みんなが福祉活動に参加できるまち

基本方針Ⅲ-1

ボランティア活動を推進します

【現状と課題】

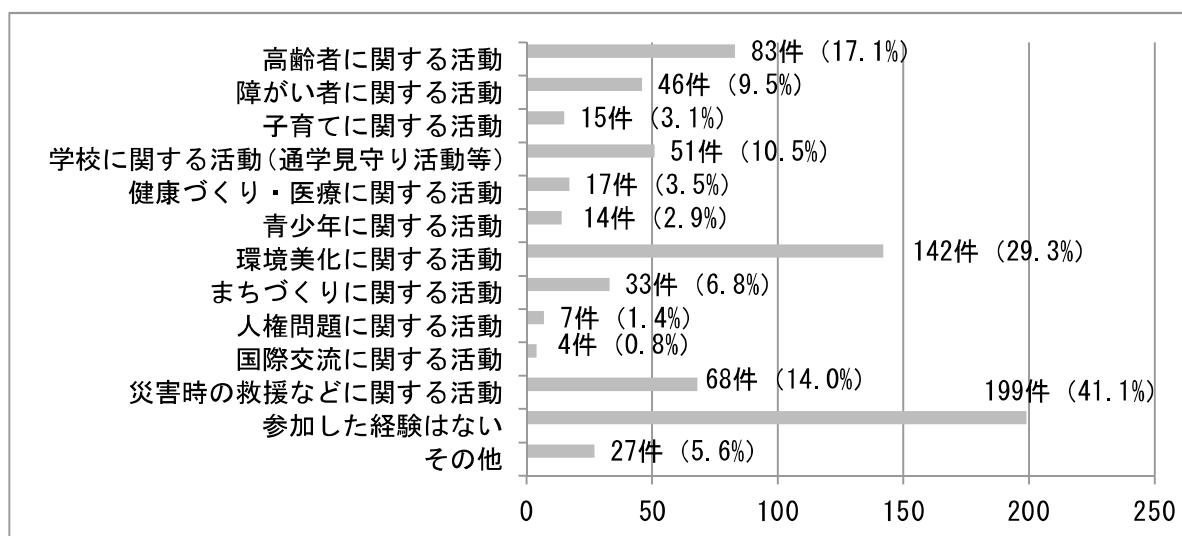
ボランティアグループでは、「今の活動にやりがいを感じている。継続していきたい」と考えている一方、「メンバーの中に若い世代がいない。どうしたら仲間を増やせるか。」といった担い手不足の問題に直面しています。

地域福祉を支えているボランティア活動をこれからも展開していくために、市や社会福祉協議会では、様々な講座を通して、ボランティア活動を担う人材を育成するとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを含めて、多様なニーズに対応できるボランティア活動の推進・育成を図る必要があります。

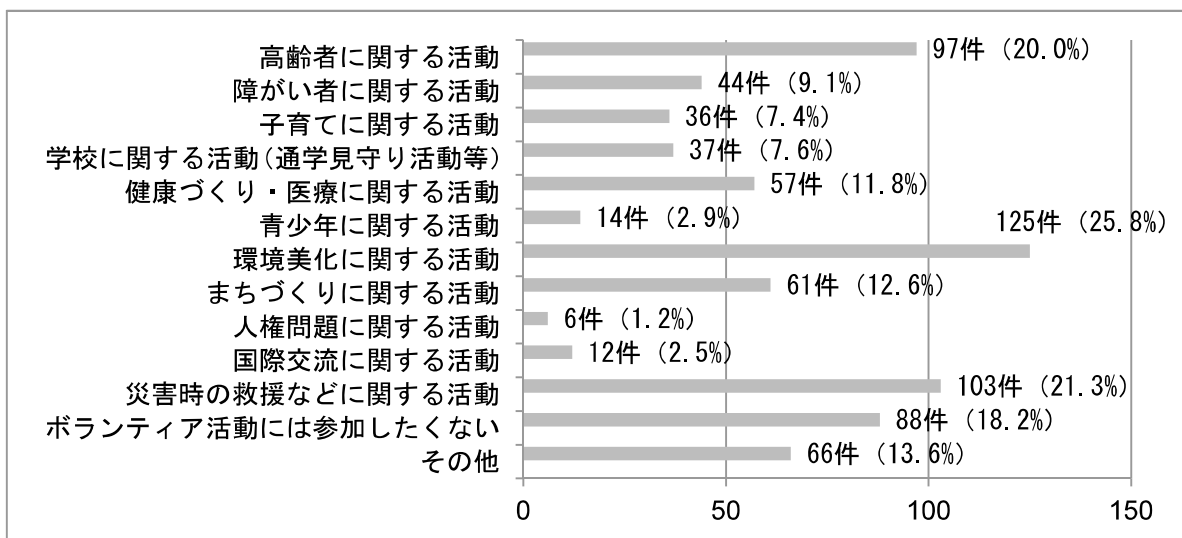
【市民や事業者の声】

- ・ボランティア活動に活かせるような、高齢者や子どもたちが簡単にできるレクリエーションの講習をしてほしい。
- ・他のふれあい・いきいきサロンとの意見交換の場をもってほしい。
- ・お話ボランティアができる方がいたら紹介してほしい。

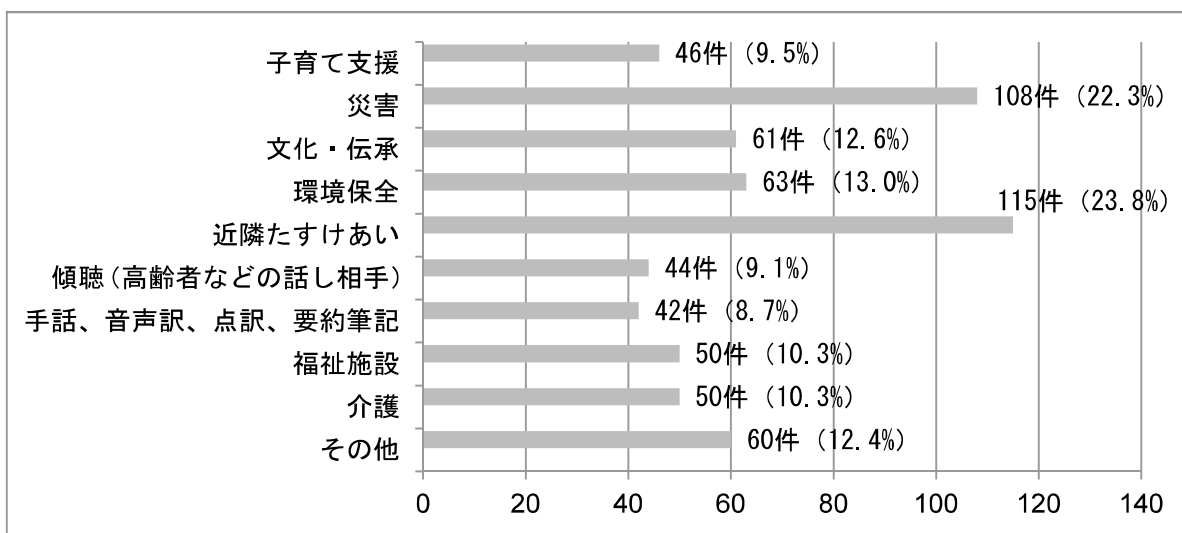
●今までにどのようなボランティア活動に参加したことがありますか。



●どのようなボランティア活動に参加してみたいですか。



●どんなボランティア講座なら参加してみたいですか。



ボランティア養成講座

《基本施策》

- (1) ボランティア活動の活性化
- (2) ボランティアの育成

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・ 回覧板や広報誌、インターネットなどから積極的に地域の情報を取り入れ、暮らしに活かそう。
- ・ 地域の清掃活動や行事に誘いあって参加し、楽しもう。

◆行政の取り組み

- ・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を支援します。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ ボランティアの活動発表や情報交換を通して、ボランティア活動の充実を図ります。 **【魚沼市ボランティア大会・地区ボランティア交流会】**
- ・ ボランティア活動を始めるきっかけづくりやボランティア団体の活性化を図ります。 **【ボランティア養成講座・ボランティア講演会】**
- ・ ボランティアセンターがより多くの市民に活用され、ボランティア活動が推進されるよう機能の充実を図ります。 **【ボランティアコーディネーターの配置】**
- ・ ボランティア活動に興味のある方や、活動について悩みがある方の相談に応じ、情報提供、支援を行います。 **【ボランティア相談】**

基本方針Ⅲ-2

地域福祉に関する理解促進に努めます

【現状と課題】

小中学校から総合学習の時間で福祉やボランティアに関する講演会や体験学習を実施したいといった依頼が増えており、社会福祉協議会ではボランティア団体と連携しながら学習支援を行なっています。

地域においては、若者の減少などにより、まつりや芸能を伝承することが難しい集落が多く見受けられますが、コミュニティ協議会などの市民団体による活動で活性化しているところもあります。

支え合い・助け合いで地域が成り立っていることを市民一人ひとりが理解することが大切であり、学校と地域が一体となって子どもの将来を支えていく体制づくりを進め、福祉教育（共育）に取り組んでいくことが必要です。

【市民や事業者の声】

- ・子どもと高齢者を区別せずに交流できる場がもっとあると、子どもたちが福祉を身近に感じられるようになるのではないかと。
- ・人権を尊重し、助け合いの心を子どもの頃から学ぶことは大切だと思う。
- ・子どもたちに福祉の必要性、重要性を教えてほしい。
- ・ボランティアに参加したいと思えるような働きかけが必要である。
- ・小中学生にボランティア活動をする機会を与え、学校教育以外の心の充実を図る。



ボランティア学習支援



ボランティアスクール

《基本施策》

- (1) ボランティアに関する情報発信
- (2) 地域福祉の意識を高める啓発活動の促進
- (3) 福祉と教育の連携

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・地域の行事に子どもたちが参加・活躍できる場を提供し、健やかな心を育成していこう。

◆行政の取り組み

- ・学校・社会福祉協議会と連携し、福祉教育を進めていきます。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティアに関する情報を広く周知し、市民の福祉意識の高揚を図ります。
【ボランティアセンター情報の発行】
- ・市民が積極的な地域福祉活動を進めることを確認するため、社会福祉大会を開催します。
【魚沼市社会福祉大会】
- ・福祉を身近に感じられる疑似体験や施設・団体の活動を紹介するとともに、情報を共有します。
【ふれあい福祉フェスティバル】
- ・児童、生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、幅広く福祉教育・学習の機会を作ります。
【ボランティアスクール等の開催】

基本方針Ⅲ-3

地域福祉の担い手を応援します

【現状と課題】

ここ1・2年で、ボランティア養成講座やボランティア大会などに、今まで活動したことがない方や若い方、定年後の男性の姿が多くみられるようになりました。「少しでも人の役に立ちたい」「自分の実になることは何でも習得したい」と参加されています。

自分や大切な人の幸せは誰もが願うことですが、「自分たちの地域を住みよくしたい」、「身近な人を支えたい」「困っている人がいたら助けたい」といった思いを行動に移すことは、まさしくボランティアであると言えます。

今後は、知識と技術をもつ定年後の人が活躍できる場を開拓していくこと、さらには、社会貢献やボランティア活動に関心のある民間事業者を支援していくことも必要だと考えます。

【市民や事業者の声】

- ・仕事を引退した人の力を適材適所に活かすことが大事。
- ・有償ボランティア制度を作り、元気な高齢者などが同じ高齢者世帯を支援できるような体制づくりをしてもらいたい。

《基本施策》

- (1) 地域福祉活動の担い手育成
- (2) 民間事業者による新たな地域福祉事業の推進

《具体的な取り組み》

◆市民、地域の取り組み

- ・市や社協と連携し、要援護者の見守り活動をできる範囲で協力していこう。
- ・伝統芸能や地域行事を通じて、子どもたちの育成を応援しよう。

◆行政の取り組み

- ・社会福祉協議会と連携して、ボランティア意識の啓発に取り組みます。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域で求められるニーズに対し、解決を図るため、担い手の発掘や育成を行います。**【地域福祉担い手養成講座】**
- ・ボランティア保険への加入を促進します。
- ・民間事業者や市民活動団体の地域福祉活動への参加を促進します。
- ・地域住民による新たなサービス事業活動の支援を行います。
- ・ふれあい福祉フェスティバル等の行事を利用して、子どもたちに参加を呼びかけ福祉を身近に感じてもらう活動を行います。

《行政の主な取り組み一覧》

| 取り組み | | 内 容 | 担当部署 | 個別計画等 |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------|-----------------|-------------------|
| I-1 | あいさつ運動 | 学校、家庭、地域が連携して「あいさつ運動」に取り組みます | 教育委員会 | 生涯学習推進計画 |
| I-2 | 高齢者、障がい者の地域生活移行支援 | 社会福祉法人やNPO等の計画するグループホーム設立について、市民への啓発等支援を行います | 福祉課 | 障害者福祉計画 |
| I-3 | 災害・防災ネットワークの構築 | 要支援者を中心とした平時よりの情報共有体制構築と自主防災組織への支援を行います | 総務課・福祉課・健康課・市民課 | 災害時要援護者の避難支援マニュアル |
| II-1 | 相談支援ネットワークの構築 | 市民相談センターと連携して、福祉相談の充実強化を図ります | 市民課、福祉課・健康課 | 次世代育成支援行動計画ほか |
| | コミュニティFM緊急告知ラジオの全戸配布 | 緊急時の情報入手方法として、FMラジオを全戸配布し、平時の多様な情報発信手段としても検討します | 総務課・企画政策課 | 総合計画 |
| II-2 | 子育て支援センターの休日開放 | 利用調査や財政面を検討しながら、雨天、冬期間の遊び場の検討を進めます | 教育委員会 | 次世代育成支援行動計画 |
| | 基幹病院への交通体系確保 | H27年6月開院の基幹病院への往来に必要な公共交通体系を検討します | 企画政策課・健康課 | 総合計画 |
| II-3 | 保健福祉のセンター計画 | 新病院敷地内に医療と連携できる保健、福祉のセンター整備を検討します | 健康課・福祉課・企画政策課 | 総合計画ほか |
| III-1 | ボランティア活動の支援 | 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を支援します | 福祉課・健康課・教育委員会 | |
| III-2 | 福祉教育の推進 | 学校や社会福祉協議会と連携して福祉教育を推進します | 福祉課・健康課・教育委員会 | |
| III-3 | ボランティアの啓発 | ボランティア意識の啓発に取り組みます | 福祉課・健康課 | |

《社会福祉協議会の活動一覧》

| 取り組み | | 内 容 | 事 業 名 等 | 年次計画 | | | | | |
|------|-------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------|----|----|----|----|--|
| | | | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
| I-1 | 交流の場の創設促進 | 支え合いのまちづくりを進めます | ふれあい・いきいきサロン | 継続 | → | | | | |
| | | | ミニ託老事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 高齢者交流事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 子ども豆まき大会 | 継続 | → | | | | |
| | | | 児童遊園地等整備費助成事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 福祉施設交流事業 | 継続・拡充 | → | | | | |
| I-2 | 高齢者や障がい者の社会参加促進 | 高齢者・障がい者を地域で支援します | 生きがい活動支援通所事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 障がい者交流事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | ⑩障がい者の理解促進活動事業 | 実施 | → | | | | |
| I-3 | 見守り事業の推進 | 要援護者が安心して生活していけるよう、地域で見守り支援します | ふれあい配食サービス事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 声かけ運動 | 継続 | → | | | | |
| | | | 歳末たすけあい事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 日常生活自立支援事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | ⑩成年後見・権利擁護センターの設置検討 | 検討・準備・実施 | | | | | |
| | 要支援者へのサービスの充実 | 要支援者が生活再建できるよう、地域で見守り支援します | 小口資金貸付事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 生活福祉資金貸付事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 火災等被災者への見舞い | 継続 | → | | | | |
| | | | ⑩災害ボランティアセンター設置・運営 | 実施 | → | | | | |
| | | | 災害時の要援護者対策の充実 | 災害時に助け合うしくみをつくりま | | | | | |
| II-1 | タイムリーでわかりやすい情報の発信 | 福祉情報を発信し、支え合いのまちづくりを広めます | 社協だよりの発行 | 継続 | → | | | | |
| | | | ホームページの情報掲載 | 継続 | → | | | | |
| | | | 地元紙への情報提供 | 継続 | → | | | | |
| | 身近な相談窓口の設置 | 他の相談機関と連携し、相談窓口の充実を図ります | ふれあい福祉総合相談事業 | 継続 | → | | | | |
| II-2 | ニーズに応える福祉サービスの提供 | ニーズに合ったサービスを開発・提供します | 介護者リフレッシュ事業 | 継続 | → | | | | |
| | | | 家庭介護用品支給・継続支援事業（紙おむつ券給付事業） | 継続 | → | | | | |
| | | | 軽度生活支援（除雪援助）事業 | 継続 | → | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|--------------------------|--------------------------------------|-----------------------|----------|----|----|----|----|
| Ⅱ-2 | ニーズに応える福祉サービスの提供 | ニーズに合ったサービスを開発・提供します | 新入学生記念品贈呈事業 | 継続 | | | | |
| | | | 人形劇鑑賞事業 | 継続 | | | | |
| | | | 聴覚障害者等コミュニケーション支援事業 | 継続 | | | | |
| | | | 保健・医療・福祉ネットワークへの参画 | 継続 | | | | |
| | | | 公共施設の管理運営 | 継続 | | | | |
| | | | ㊦福祉座談会の実施 | | | 実施 | | 実施 |
| | | | ㊦新たな福祉サービスの検討 | 検討・準備・実施 | | | | |
| Ⅱ-3 | 民間事業者や市民活動団体等の地域福祉への参加促進 | 民間事業者や市民活動団体と連携して地域福祉を推進します | ㊦市民、事業者、行政等との情報交換会の実施 | 検討・準備・実施 | | | | |
| Ⅲ-1 | ボランティア活動の活性化・育成 | ボランティアがいきいきと活動できるよう支援します | 魚沼市ボランティア大会 | | | 実施 | | |
| | | | 地区ボランティア交流会 | 実施 | 実施 | | 実施 | 実施 |
| | | | ボランティア養成講座 | 継続 | | | | |
| | | | ボランティア団体助成事業 | 継続 | | | | |
| | | | ㊦ボランティアコーディネーターの配置 | 準備 | 実施 | | | |
| | | | ボランティア相談 | 準備 | 実施 | | | |
| Ⅲ-2 | 地域福祉の意識を高める啓発活動の促進 | 福祉やボランティアに関する情報を発信し、活動につなげるしくみをつくります | 魚沼市社会福祉大会 | 準備 | 実施 | | | |
| | | | ふれあい福祉フェスティバル | 継続 | | | | |
| | | | 各種ボランティア団体等指導育成・活動支援 | 継続 | | | | |
| | | | ボランティアスクール | 継続 | | | | |
| | | | 福祉協力校活動費助成事業 | 継続 | | | | |
| Ⅲ-3 | 地域福祉の担い手育成 | 民間事業者や市民活動団体、地域住民による新たな福祉サービスを支援します | ボランティア保険加入促進 | 継続 | | | | |
| | | | 地域ネットワークボランティアの活動推進 | 継続 | | | | |
| | | | ㊦地域福祉担い手養成講座 | 準備 | 実施 | | | |

第5章 計画を推進するために

1. 計画の普及

本計画の概要版を作成し、全戸に配布するとともに、行政及び社会福祉協議会のホームページに内容を掲載して周知・普及を図ります。

2. 計画の進め方

□ 『協働』と『支え合い』による計画の推進

本計画を推進するためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、市民一人ひとりをはじめ、民生委員・児童委員やボランティア団体、自治会、コミュニティ協議会等々との連携・協力による『協働』と地域福祉の原点である『支え合い(共助)』の考え方が必要となり、本計画の成否を左右する重要なキーワードになります。

また、この『協働』と『支え合い(共助)』により計画を実行するにあたっては、各自の役割を明確に認識しておくことがとても大切です。

□ 計画推進にあたっての役割分担と支え合いの仕組み

(1) 市民及び地域の役割

地域の福祉に関する課題を市民一人ひとりが自らの問題、あるいは地域全体で解決しなければならない問題として受け止め、日頃の隣近所とのつながりを維持しながら、助け合い・支え合いの関係を地域全体でつくっていくことが期待されます。

また、地域で実施している活動やボランティア団体への積極的な参加も地域福祉の担い手としての重要な役割の一つです。

(2) 行政の役割

行政には、市民や地域、その他の団体等が地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるよう支援していく責務があります。

また、公的な制度に則った援助や福祉サービスを効率的かつ効果的に提供していく役割を持っています。

(3) 社会福祉協議会の役割

市民への情報発信・収集や福祉活動についての積極的な協力参加の呼びかけ、また、行政、関係機関・団体との緊密な連携による情報共有など、地域福祉を推進する中心的な役割を担っています。

3. 計画の進行管理・評価

□ 計画の進行管理

本計画は、魚沼市の「第2次地域福祉計画」と魚沼市社会福祉協議会による「第1次地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。このため、両者の連携を一層深めながら各事業を推進していく必要があります。

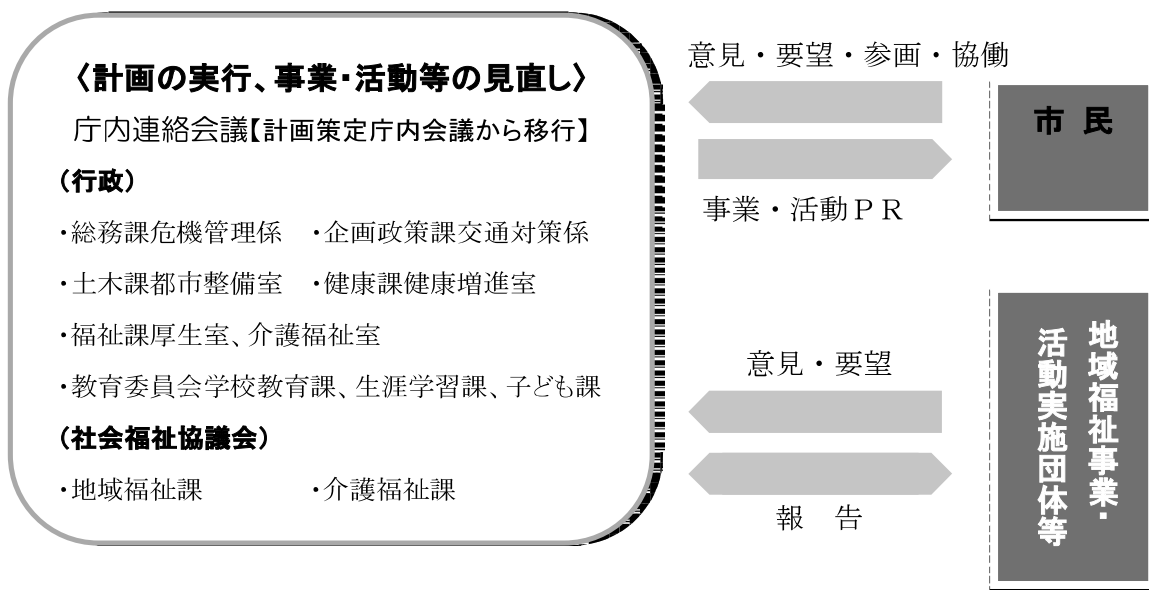
(1) 事業予算

本計画に基づき実施される事業・活動等は、当該事業等の担当機関・団体等が各年度に策定する事業計画に則って予算化し、実行します。

(2) 関係部署との連携

本計画の実施にあたっては、市民や地域、関係機関・団体、民間事業者等との連携を緊密にし、協働の理念により進めます。

(3) 進行管理体制



□ 計画の評価

(1) 実施事業の評価（随時）

行政及び社会福祉協議会のホームページにおいて、実施事業・活動に対する意見聴取を行うとともに、関連施設に意見、要望用紙を備え、意見等の集約公表を行い、計画の実施や見直しに反映していきます。

(2) 計画の評価（定時）

本計画の中間年度及び最終年度に、計画に参画している関係団体等の評価を行うとともに、市内各地区で地域懇談会を開催し、市民の評価を意見集約し、次期計画に反映します。